十　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル（中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあっては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあっては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が100kHzのチャネルをいう。）を使用するものにあっては、指定周波数帯によることができる。	20（10^{-6}）
十一　1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第１項第６号㈡のもの	3（10^{-6}）

九　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル（中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあっては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあっては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が100kHzのチャネルをいう。）を使用するものにあっては、指定周波数帯によることができる。	20（10^{-6}）
十　1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第１項第５号㈡のもの	3（10^{-6}）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。		［同左］	
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
［略］	［略］	［同左］	［同左］
十　806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		十　806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものを除く。）のもの	110kHz	1　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものを除く。）のもの	110kHz
2　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものに限る。）、位相変調又は直交振幅変調のもの	192kHz	2　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものに限る。）、位相変調又は直交振幅変調のもの	192kHz
十一　846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備			
1　空中線電力が20mWを超え200mW以下のもの	（1000×n）kHz（注２）		
2　空中線電力が20mW以下のもの	（1000×n）kHz（注３）		
十二　［略］	（200×n）kHz（注４）	十一　［同左］	（200×n）kHz（注２）